

昭和電工の誘致決定!!



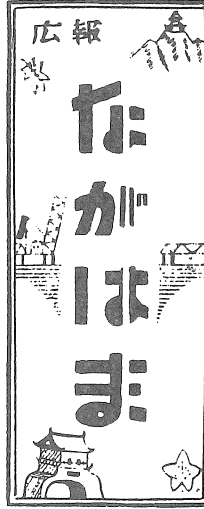
調 印 成 立 !!

覚 書 公害防止協定 全文を公表

昭和四十五年十一月二十日、愛媛県および長浜町と昭和電工株式会社の間で、工場誘致にかんする覚書と公害防止協定について正式調印が行なわれ、長浜臨海工業開発はまったく現実のものとしてわれわれの目前にクローズアップされました。

「長浜の清い海、清い空を汚すことなく、日本一のモデル工業地帯を建設する」悲願をかかげて、これまであらゆる努力を重ね、慎重な研究と検討を続けてきた一応の結着点として、同時にまたいよいよ具体化される事業に対応するあらゆる施策施設着手の出発点として、まことに重大な意義を持った日であったといえます。

このときにおいて、覚書と公害防止協定の内容全文を公表し、町民皆様のご理解とご協力を得るため、内容の解説をためしみることにしました。(2、3面に掲載)



発行所
長浜町役場
愛媛県喜多郡
印刷所愛媛協同印刷所

号 外

おしらせ
12月定期発行分は
おやすみします

熔業製品製造工場とは

昭和電工の工場がいよいよ私たちの町にできることになりました。

建設され操業される工場については、すでにご承知のとおり、炭素製品製造工場と熔業製品製造工場です。

このうち炭素製品製造工場の内容については、さる十月に広報紙広報ながはま号外で説明しましたので、本号は次のとおり熔業製品製造工場について説明しよう。

まず「熔業」ということばの意味ですが、これは、火力でものをとかす事業—という意味です。まず、どのようなか想像してみてください。鉄をとかす鉄石をとかす—などいろいろあります。

さてそこで長浜にできる工場は、どのような製品をつくるためどのような工程で熔業というものをやるのか—をみてみます。

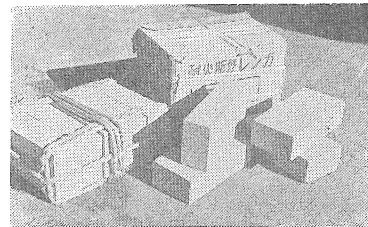
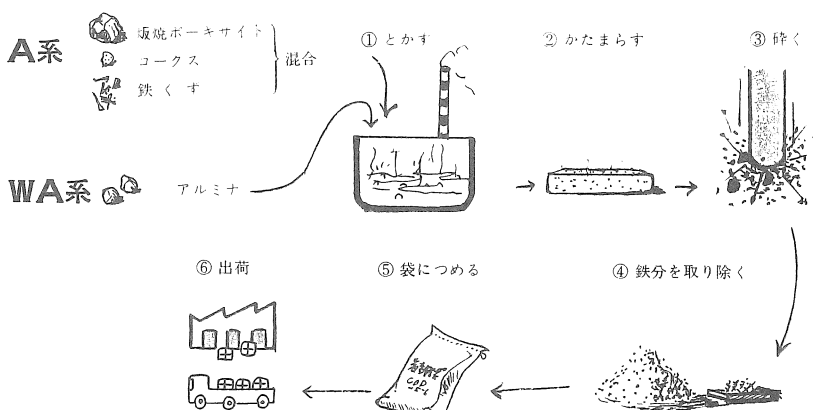
◎長浜での熔業製品とは

◆耐火物(製品)が、できる前の一手手前までの製品をつくり出します。言わば耐火物製造工場ともいえると思います—といってもピンときにくいので、くわしく説明します。耐火物、つまり、高温にたえられる物、たとえば、鉄工所や焼却場、あるいは加工場などの炉に使っているレンガ(写真1)がそうですが、このようなものができあがるまでの工程の途中までの製品(写真2)をつくるという事です。

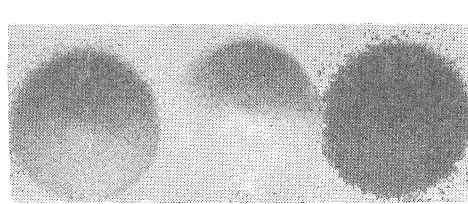
また、これをつくるには三つの原料でつくると、一つの原料をもちにつくるものと、二つの方法があり、三つの原料でつくると、A系、一つの原料をW系としてつくります。

では次に原料、エネルギー、工程、排出物を見てみます。

A系とWA系との違いは原料だけです



(写真1) 耐火レンガ



(写真2) 長浜でつくられる製品

◎原料
A系①ボーキサイト
(酸化ナトリウムが主成分)
②コークス③鉄くず
◎エネルギー
電力だけ
◎製造工程

◆WA系①アルミナ(酸化ナトリウムのこと)
◎エネルギー
電力だけ
◎製造工程

左の図説のとおりです。
排出物といえば、あの嫌な臭りの公害というものが結びつきますが、この場合、公害が出るのは、前の製造工程でチエックしているうちに、まずA系の工程では、①の前の三種の原料を混合すると、き粉じんが出、これをとかすとき排煙とわずかの粉じんが出ます。また、そのあと②で砕いたり④で鉄分を取り除くときに粉じんが出るとされています。さらにWA系の工程では①の原料をとかすとき粉じんとならずの排煙、さらに③④でA系と同じく粉じんが出るということです。しかしご安心ください。これは炭素電極工場での排出物のごく一部で述べたように、現在ではそれら粉じんそのものが貴重な原料であるので、九十九%以上を吸収するといわれる電気集じん装置が取り付けられることになっておりますので、工場周辺への影響はまったくありません。

以上が、これまでに調査研究された長浜にできる熔業製品製造工場の概要です。

公害診断の基礎資料 大気条件の調査はじまる

誘致が決まった昭和電工との覚書と公害防止協定を審議するための臨時町議会が、十一月二十五日午前九時四十分から開かれました。

会期を一日と決めたあと覚書と公害防止協定は一件の全部で三議案を一括上程、町長の提案理由の説明について質問が相つぎ、審議はとくに公害防止協定の内容や解釈をめぐって終始紛糾、このあと反対、賛成の両討論ののち採決した結果、賛成十六、反対一(定数二十、欠席二人)の賛成多数で可決、承認しました。

質問に立ったのは、矢野議員、洲尾議員、小川議員、村本議員の四人で、質疑応答のうち、公害防止協定にたいするものは二面に掲載のとおりです。

県では十一月定例会提案の補正予算で、長浜臨海地帯の大気条件の調査費四百五十万円を計上し、これまでに進められてきた概要調査の上さらに密な調査を加えることになりました。これは町も半額の負担をするもので、長浜臨海工業地帯を公害のないモデル地域とするためには、きわめて必要かつ有効な調査となるものです。

調査は十二月十八日から約一週間の日程で進められます。その調査の内容は次のようなものです。

一、高度別気温、風向、風速の垂直分布観測
これはカイトンと呼ばれる小型の飛行船のような留気球に各種の測定機械を積み、高さの各段階をたどって風の向きや風速、気温などを連続的に調べます。この調査結果によって排気ガスの拡がる中や、接地濃度などを算定するなどの重要な資料となるものです。

二、風向風速の垂直調査と気流の動態観測
これは同じ風向風速調査でパイロットバルーンという小型の気球を飛ばして上層風の測定や、上昇気流、層風の測定や、上昇気流、下降気流などについてその方向や速さを調べるものです。

三、同じくこれをさらにノリフトバルーンと呼ばれる無浮力の小型気球をある一定の高度から飛ばし、これにとりつけた機械により上昇、下降気流の精密な測定を行ないます。

四、地上の風向風速気温湿度天気雲量日射量の観測
これは普通観測所などで測定されている機械や方法が用いられるもので、公害気象の必要データをつくっておくものです。

以上これらの観測結果は総合して、また各種の必要に応じた分析が加えられ、報告書としてまとめられて今後の大気関係公害に関係

ある排気ガス、排煙などの影響判断に用いられることとなります。

なお、この種の調査は一回きりでなく各時期別にも必要となり、また年次的にも条件の変化などに応じた観測が必要となるので、今後も続けて行なう必要があります。

特に皆さん方にお願いたいののは、この調査には気球に色々な大事な機械類をつんで飛ばしますので、その回収にご協力願いたいことです。これが地上に落ちて来たのを見つけた人は、役場の方へ届けて下さることをお願いしておきます。

この覚書と公害防止協定の特徴

はじめにこの二つの覚書と協定の総合的な特徴、特異点といったものを拾いあげて見ましょう。

一、公表を前提として結ばれたものであること。

この一見何でもない、いやまったく当然であると考えられるようなこの種の契約内容の公表ということが実は異例のことであつたわけでは、個人でも会社団体などにおいても特殊な利害関係や機密事項を含むものについて種々の不利な影響をこうむるおそれがあるという判断でこれを公表しないのが通例でした。解説説明などその概要を公表することはしばしば行なわれることはあつても内容全文をそのまま発表することは全国的にもほとんどありませんでした。

もちろん愛媛県では今度が初めてのことであつたわけでは、これは町が住民のサイドに立ち、臭いものにフタ式の疑惑の霧に包まれてこの事業を推進させたくないという念願を強く前面に押し出すことによつて突つたものです。今後全国的にこのような先例がもつても正しいものとして実行されることが望ましいと考えられています。

二、覚書締結の当事者は町単独でなく、愛媛県(以下「甲」という。)、喜多郡長浜町(以下「乙」という。)、および昭和電工株式会社(以下「丙」という。))は南予の工業開発を促進するため、互いに信義に従ひ、誠意をもって協力し、乙が長浜町臨海部に造成する工業用地(別図一に示す斜線区域をいう。以下「工業用地」という。))に丙が炭素製品および炭素製品の製造を主体とする工場(以下「工場」という。))を建設することに関し、次のとおり覚書を締結する。

(工場建設計画)

第一条 丙は、工業用地に工場建設計画(別表一に示す。以下「計画」という。))に基づき、甲および乙の同意を得て、工場を建設するものとする。ただし、工場建設計画を変更する場合はあらかじめ甲および乙と協議して定めるものとする。

(工業用地の譲渡)

第二条 乙は、別途締結する土地売買契約書により、工業用地約六万六千平方メートルを昭和四十六年五月末までに、約十八万一千平方メートルを昭和四十六年十二月末までに丙に譲渡するものとする。

(基盤整備)

第三条 甲および乙は、長浜町臨海部工業開発の目的にそつて港湾については、港湾区域の拡張、港湾機能の向上など開発段階に相応する港湾事業の整備拡充をはかりあわせて開発に直結する主要道路網の整備、都市計画事業の策定推進など行政諸施策における開発関連の基盤整備に積極的に努力するものとする。

(工業用水)

第四条 乙は、工業用水道を設置し、別に乙が定めるところにより工場において使用する工業用水を最終需要量日量約六千トンを目途として供給するよう努力するものとする。

(電力)

第五条 甲および乙は、四国電力株式会社から供給を受ける工場の必要電力の確保について協力するものとする。

(関連協力)

第六条 乙は、丙の工場建設にともなう従業員住宅および社宅用地その他福利厚生施設用地の確保について協力するものとする。

(公害の防止)

第七条 丙は、大気汚染、騒音、水質汚濁、その他の公害を発生させないよう万全の措置を講じ、甲および乙と別途公害防止協定を締結するものとする。

(従業員の採用)

第八条 丙は、従業員の採用にあたっては、地元から優先的に採用するよう努力するものとする。

(地元業者の活用)

第九条 丙は、工場建設および操業に伴う、所用の資材、物資および役務等について、地元業者を優先して活用するよう努力するものとする。

(県税の特例措置)

第十条 甲は、丙に対し、「愛媛県低開発地域工業開発地区における県税の特例措置に関する条例」の規定にしたがい、事業税および不動産取得税の課税を軽減するものとする。

覚書

別表一 昭和電工株式会社工場建設計画書

区分	設備名	製品名および能力	投資額	敷地面積	従業員	着工年月	操業開始年月
炭素	炭素製品製造設備	炭素電極 30,000 トン/年	約60億円	約82,000㎡	約300人	46.5	47.3
	炭素製品製造設備	カーボンペースト 10,000 トン/年				47.3	47.3
炭素	炭素製品製造設備	A系製品 50,000 トン/年	約60億円	約165,000㎡	約300人	47.1	48.1
	炭素製品製造設備	C系製品 30,000 トン/年				47.1	48.1
合計			約120億円	約247,000㎡	約600人		

注：上表の製品別細目については、丙の計画実施にあたり、あらかじめ別表に定めるところにより甲および乙へ提出するものとする。

(疑義の決定)

第十二条 本覚書に定めない事項および疑義を生じた事項については、覚書の趣旨にかんがみ、甲、乙および丙が協議して定めるものとする。本覚書締結の証として本証書五通を作成し、おのおのが記名押印のうえ各自その一通を保有するものとする。

昭和四十五年十一月二十日

甲 愛媛県知事 久松 定武
乙 喜多郡長浜町長 西田 司
丙 昭和電工株式会社 取締役社長 安西 正夫
立会人 愛媛県議会議員 吉田 忠雄
立会人 愛媛県喜多郡長浜町議会議員 一宮 泰忠

一覚書一

解説

本覚書は、単に長浜町だけのためではなく、南予全体の工業開発という、広い範囲に立ってのものであり、遅れている南予の経済発展への責任をなっているものといえます。

工場建設については別表のとおり炭素製品製造と炭素製品製造の二種を明示、この工場については十月の本紙号外および本紙で説明のとおりです。用地も四十六年十二月までに二十四万七千平方メートルを譲渡することになり、さらに開発のための基盤整備として、港湾や道路の整備のほか、都市計画事業を推進することを約束しています。

また、工業用水については、最終的には一日六千トンが支給できるようにするとともに、エネルギーのひとつ、電力については、すでに四国電力から必要量の電力がもらえるよう話しがついています。

また、最も重大な公害防止については第七條において、左記のとおり公害防止協定を結んで公害を発生させないための万全を講じることになっています。

また、従業員の採用の問題、工場建設あるいは操業にともなう資材や物資の仕入れなどの問題については、この工場誘致のそもその目的が過疎防止にあることから、いづれにおいても地元長浜町民を最優先的にすることを約束しています。なお、本町外を含め、必要な地元従業員数は約五百人の予定です。

このほか、県税や町税については、低開発地域である本町の発展を促進する開

問 公害にたいする常時監視態勢については、どのような考えか。(矢野議員)

答 専門員の配置を義務づけ、毎日調査を行なうとともに、月々報告をさせることにしています。また、一般監視については、全町民が監視してゆくことになり、組織化してゆくことについては、今後町内のそれぞれの特問家を網羅して委員会をつくらなければならないと思います。

問 協定の別表は、国の基準に比べ厳しいというが、どれほど厳しいのか。(同)

答 左の比較表を参照いただければおわかりいただけると思います。

問 将来、公害が出た場合の判定の資料とするため企業誘致する前に大気や土質、農林水産物の現状を事前調査しておくべきだと思うがどうか。(洲議員)

答 このことは非常に重大なことなので、いま県と町とで、これらの予備調査を行なう段取りをつつたところ、今後真剣に事前調査をしていくことを約束します。

問 粉じんが出る恐れのあるところには全部、電気集じん機をつけられたい。(同)

答 すべての工場に粉じん集じん機は必要で、公害防止計画書の作成段階で、できる限り電気集じん機を必要とするよう努力を払ってゆきたいと思っています。

問 町、町民の代表、公

公害防止協定にたいする質問

町議会から

問 公害防止協定にたいする質問

答 公害防止協定は、公害防止委員会を設置して調査判定などの役割を担うことにはどうか。(同)

問 今後あらゆる方法をいっしょに考えて、本町に安心していただけるような環境の設置について研究しようというものを、ぜひ、そういふものをつくるよう努力したいと思っています。(同)

問 第一条の関係で長浜町が諸法規外にある場合はどうなるのか。(小川議員)

答 このことについては、県も町も、できるだけ早く指定地域にするよう努力したいと思つていますが、現状においては第九条があるから、(同)

問 公害防止協定にたいする質問

答 公害防止協定は、公害防止委員会を設置して調査判定などの役割を担うことにはどうか。(同)

問 今後あらゆる方法をいっしょに考えて、本町に安心していただけるような環境の設置について研究しようというものを、ぜひ、そういふものをつくるよう努力したいと思っています。(同)

問 第一条の関係で長浜町が諸法規外にある場合はどうなるのか。(小川議員)

答 このことについては、県も町も、できるだけ早く指定地域にするよう努力したいと思つていますが、現状においては第九条があるから、(同)

問 公害防止協定にたいする質問

答 公害防止協定は、公害防止委員会を設置して調査判定などの役割を担うことにはどうか。(同)

問 今後あらゆる方法をいっしょに考えて、本町に安心していただけるような環境の設置について研究しようというものを、ぜひ、そういふものをつくるよう努力したいと思っています。(同)

問 第一条の関係で長浜町が諸法規外にある場合はどうなるのか。(小川議員)

答 このことについては、県も町も、できるだけ早く指定地域にするよう努力したいと思つていますが、現状においては第九条があるから、(同)

問 公害防止協定にたいする質問

答 公害防止協定は、公害防止委員会を設置して調査判定などの役割を担うことにはどうか。(同)

問 今後あらゆる方法をいっしょに考えて、本町に安心していただけるような環境の設置について研究しようというものを、ぜひ、そういふものをつくるよう努力したいと思っています。(同)

問 第一条の関係で長浜町が諸法規外にある場合はどうなるのか。(小川議員)

答 このことについては、県も町も、できるだけ早く指定地域にするよう努力したいと思つていますが、現状においては第九条があるから、(同)

問 公害防止協定にたいする質問

答 公害防止協定は、公害防止委員会を設置して調査判定などの役割を担うことにはどうか。(同)

問 今後あらゆる方法をいっしょに考えて、本町に安心していただけるような環境の設置について研究しようというものを、ぜひ、そういふものをつくるよう努力したいと思っています。(同)

問 第一条の関係で長浜町が諸法規外にある場合はどうなるのか。(小川議員)

答 このことについては、県も町も、できるだけ早く指定地域にするよう努力したいと思つていますが、現状においては第九条があるから、(同)

すす、その他の粉じん排出基準比較表

区分	炭素製品	炭素製品	炭素製品	炭素製品	炭素製品
炭素製品	炭素電極	炭素電極	炭素電極	炭素電極	炭素電極
炭素製品	炭素電極	炭素電極	炭素電極	炭素電極	炭素電極
炭素製品	炭素電極	炭素電極	炭素電極	炭素電極	炭素電極
炭素製品	炭素電極	炭素電極	炭素電極	炭素電極	炭素電極
炭素製品	炭素電極	炭素電極	炭素電極	炭素電極	炭素電極

排水の水質基準比較表

区分	炭素製品	炭素製品	炭素製品	炭素製品	炭素製品
炭素製品	炭素電極	炭素電極	炭素電極	炭素電極	炭素電極
炭素製品	炭素電極	炭素電極	炭素電極	炭素電極	炭素電極
炭素製品	炭素電極	炭素電極	炭素電極	炭素電極	炭素電極
炭素製品	炭素電極	炭素電極	炭素電極	炭素電極	炭素電極
炭素製品	炭素電極	炭素電極	炭素電極	炭素電極	炭素電極

問 公害防止協定にたいする質問

答 公害防止協定は、公害防止委員会を設置して調査判定などの役割を担うことにはどうか。(同)

問 今後あらゆる方法をいっしょに考えて、本町に安心していただけるような環境の設置について研究しようというものを、ぜひ、そういふものをつくるよう努力したいと思っています。(同)

問 第一条の関係で長浜町が諸法規外にある場合はどうなるのか。(小川議員)

答 このことについては、県も町も、できるだけ早く指定地域にするよう努力したいと思つていますが、現状においては第九条があるから、(同)

問 公害防止協定にたいする質問

答 公害防止協定は、公害防止委員会を設置して調査判定などの役割を担うことにはどうか。(同)

問 今後あらゆる方法をいっしょに考えて、本町に安心していただけるような環境の設置について研究しようというものを、ぜひ、そういふものをつくるよう努力したいと思っています。(同)

問 第一条の関係で長浜町が諸法規外にある場合はどうなるのか。(小川議員)

答 このことについては、県も町も、できるだけ早く指定地域にするよう努力したいと思つていますが、現状においては第九条があるから、(同)

問 公害防止協定にたいする質問

答 公害防止協定は、公害防止委員会を設置して調査判定などの役割を担うことにはどうか。(同)

問 今後あらゆる方法をいっしょに考えて、本町に安心していただけるような環境の設置について研究しようというものを、ぜひ、そういふものをつくるよう努力したいと思っています。(同)

問 第一条の関係で長浜町が諸法規外にある場合はどうなるのか。(小川議員)

答 このことについては、県も町も、できるだけ早く指定地域にするよう努力したいと思つていますが、現状においては第九条があるから、(同)

問 公害防止協定にたいする質問

答 公害防止協定は、公害防止委員会を設置して調査判定などの役割を担うことにはどうか。(同)

問 今後あらゆる方法をいっしょに考えて、本町に安心していただけるような環境の設置について研究しようというものを、ぜひ、そういふものをつくるよう努力したいと思っています。(同)

問 第一条の関係で長浜町が諸法規外にある場合はどうなるのか。(小川議員)

答 このことについては、県も町も、できるだけ早く指定地域にするよう努力したいと思つていますが、現状においては第九条があるから、(同)

問 公害防止協定にたいする質問

答 公害防止協定は、公害防止委員会を設置して調査判定などの役割を担うことにはどうか。(同)

問 今後あらゆる方法をいっしょに考えて、本町に安心していただけるような環境の設置について研究しようというものを、ぜひ、そういふものをつくるよう努力したいと思っています。(同)

問 第一条の関係で長浜町が諸法規外にある場合はどうなるのか。(小川議員)

答 このことについては、県も町も、できるだけ早く指定地域にするよう努力したいと思つていますが、現状においては第九条があるから、(同)

問 公害防止協定にたいする質問

答 公害防止協定は、公害防止委員会を設置して調査判定などの役割を担うことにはどうか。(同)

問 今後あらゆる方法をいっしょに考えて、本町に安心していただけるような環境の設置について研究しようというものを、ぜひ、そういふものをつくるよう努力したいと思っています。(同)

問 第一条の関係で長浜町が諸法規外にある場合はどうなるのか。(小川議員)

答 このことについては、県も町も、できるだけ早く指定地域にするよう努力したいと思つていますが、現状においては第九条があるから、(同)

問 公害防止協定にたいする質問

答 公害防止協定は、公害防止委員会を設置して調査判定などの役割を担うことにはどうか。(同)

問 今後あらゆる方法をいっしょに考えて、本町に安心していただけるような環境の設置について研究しようというものを、ぜひ、そういふものをつくるよう努力したいと思っています。(同)

問 第一条の関係で長浜町が諸法規外にある場合はどうなるのか。(小川議員)

答 このことについては、県も町も、できるだけ早く指定地域にするよう努力したいと思つていますが、現状においては第九条があるから、(同)

問 公害防止協定にたいする質問

答 公害防止協定は、公害防止委員会を設置して調査判定などの役割を担うことにはどうか。(同)

問 今後あらゆる方法をいっしょに考えて、本町に安心していただけるような環境の設置について研究しようというものを、ぜひ、そういふものをつくるよう努力したいと思っています。(同)

問 第一条の関係で長浜町が諸法規外にある場合はどうなるのか。(小川議員)

答 このことについては、県も町も、できるだけ早く指定地域にするよう努力したいと思つていますが、現状においては第九条があるから、(同)

問 公害防止協定にたいする質問

答 公害防止協定は、公害防止委員会を設置して調査判定などの役割を担うことにはどうか。(同)

問 今後あらゆる方法をいっしょに考えて、本町に安心していただけるような環境の設置について研究しようというものを、ぜひ、そういふものをつくるよう努力したいと思っています。(同)

問 第一条の関係で長浜町が諸法規外にある場合はどうなるのか。(小川議員)

答 このことについては、県も町も、できるだけ早く指定地域にするよう努力したいと思つていますが、現状においては第九条があるから、(同)

問 公害防止協定にたいする質問

答 公害防止協定は、公害防止委員会を設置して調査判定などの役割を担うことにはどうか。(同)

問 今後あらゆる方法をいっしょに考えて、本町に安心していただけるような環境の設置について研究しようというものを、ぜひ、そういふものをつくるよう努力したいと思っています。(同)

問 第一条の関係で長浜町が諸法規外にある場合はどうなるのか。(小川議員)

答 このことについては、県も町も、できるだけ早く指定地域にするよう努力したいと思つていますが、現状においては第九条があるから、(同)

公害防止協定書

解説

欠陥があつてはなりません。そのために、公害防止施設や生産設備を設ける前に、まず公害防止計画書を出させることにし

昭和四十五年十一月二十日

愛媛県および長浜町「以下「甲」という。」と昭和電工株式会社（以下「乙」という。）は、昭和四十五年十一月二十日付けで締結した覚書第七条に基づき公害防止の万全を期するため次のとおり協定する。

（基本対策）
第一条 乙は、公害関係諸法規を遵守し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、乙の責任において最新かつ最良の技術および機器の採用につとめ、工場の建設および操業により公害が生じないよう万全の防止対策を講ずるものとする。

（公害防止施設の整備等）
第二条 乙は、公害防止施設の整備等について次の各号により措置するものとする。
(一) 公害防止施設は、適正かつ、じゅうぶんに施行し生産関係設備の運転を開始する時点においてその機能を發揮しうるよう配慮すること。
(二) 公害関係施設および生産関係設備を設置するにあたってはあらかじめ事前に公害防止計画書を甲に提出するものとし、甲の改善要請があったときはこれを尊重し、改善すること。増設または改善等についても同様とする。

（騒音防止対策）
第三条 乙は、当該工場の施設から発生する騒音の大きき、音質発生ひんど等に及び防音カバー、防音壁吸音装置等適切な防音装置を設置するものとし、当該工場の境界における騒音レベルは、別表第三に掲げる数値を維持するものとする。

（水質汚濁防止対策）
第四条 乙は、水質汚濁防止対策について、次の各号により措置するものとする。
(一) 排水処理施設は、その排水をじゅうぶんに処理し得る能力をもつものを設置するとともに責任者を配置して、その運転管理および汚い処理などについては適切な措置を講ずること。
(二) 不慮の漏油に対処するため、オイルフエンス、乳剤剤等漏油処理資材を整備し置くこと。
(三) 汚水処理施設の故障その他の原因により、排水の水質が別表第二に掲げる数値に適合しなくなつたときは、正常に復するまで、当該排水に係る関係施設の操業を制限または停止するものとする。
(四) 定期的な排水口における水質の測定を行うこと。

（大気汚染防止対策）
第五条 乙は、当該工場の施設から発生する騒音の大きき、音質発生ひんど等に及び防音カバー、防音壁吸音装置等適切な防音装置を設置するものとし、当該工場の境界における騒音レベルは、別表第三に掲げる数値を維持するものとする。

（公害防止対策）
第六条 乙は、火災、爆発等の災害防止および燃料等の取扱いは、消防法その他関係法令を遵守し災害防止に万全を期するものとする。

（公害防止対策）
第七条 乙は、公害防止のための対策を積極的に推進するため、当該工場内に公害担当機構を設けるとともに、公害が発生するおそれがある事態にすみやかに対処するため、特に大気汚染および水質汚濁についての常時監視体制の確立に努めるものとする。

（公害防止対策）
第八条 乙は、定期的な測定したいおう酸化物質、す他の粉じん量、排水口における水質等において毎月五日までに甲に報告するものとする。

（公害防止対策）
第九条 甲は公害防止のために必要な場合は乙に報告を求め、また当該工場内に立ち入り、必要な調査をすることができるとする。

（協賛）
第十条 この協定に定めのない事項、疑義を生じた事項および変更を必要とする事項については、そのつど甲、乙、誠意をもって協議し、定めるものとする。

（協定を証するため、協定書五通を作成し、各記名押印のうえ、それぞれ一通を保有する。）

昭和四十五年十一月二十日

愛媛県 愛媛県知事 久松定武

長浜町 長浜町長 西田司

昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

愛媛県議会 議長 吉田忠雄

長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

立会人 愛媛県議会 議長 吉田忠雄

立会人 長浜町議会 議長 一宮泰忠

立会人 昭和電工株式会社 取締役社長 安西正夫

これからの仕事と

心がまえ

以上発表しました覚書と協定書は長浜臨海工業開発で属のかねの役をなす部分です。私たちはこれから未だに期待してありますが、それはまだまだためさなければならぬことがたくさんあります。

覚書にうたわれている港湾、道路などの整備、工業用水、住宅用地の確保など直接工業開発に寄与するものはもちろんのこと、人口増加に処する生活環境の整備、現在ある地場産業の再編成、農林水産など第一次産業と商工業の共栄関係の樹立するための諸施策それらにともなう行政機構

この次の開発

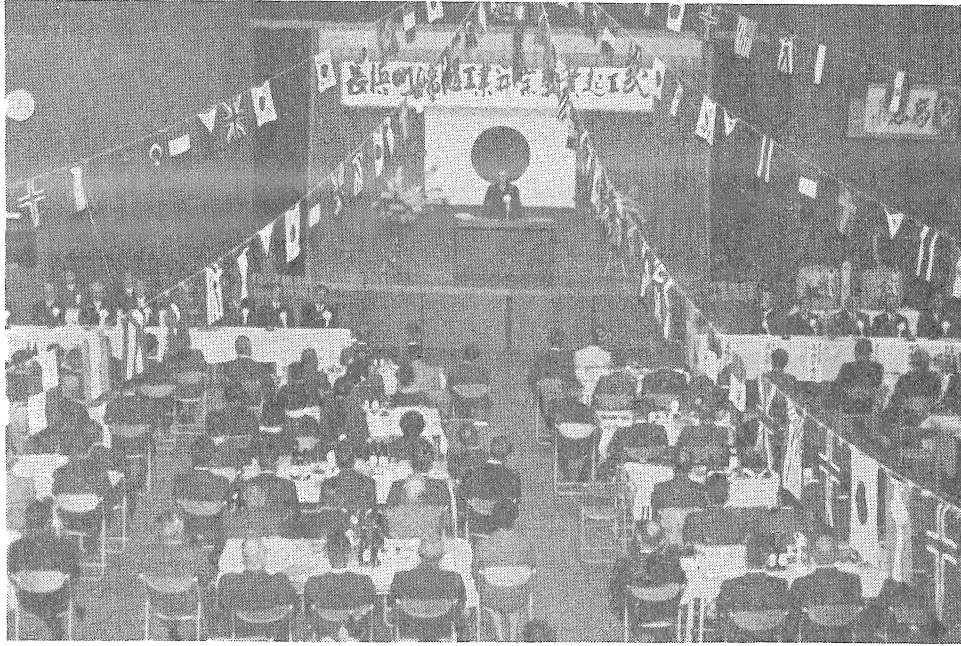
町では当初において約百五十万坪の用地造成とこれにのせる工業開発を考へて参りました。今回具体化したのは約九万坪、全体の構想にたいしては約六割ほど、ほんの一部分に過ぎません。それは今後の開発はどのように進めていくのか、その具体的計画は現在ではまったくの白紙です。それらはすべて今後に任せられた問題です。

しかし構想の内容として次のようなことは申し上げられます。

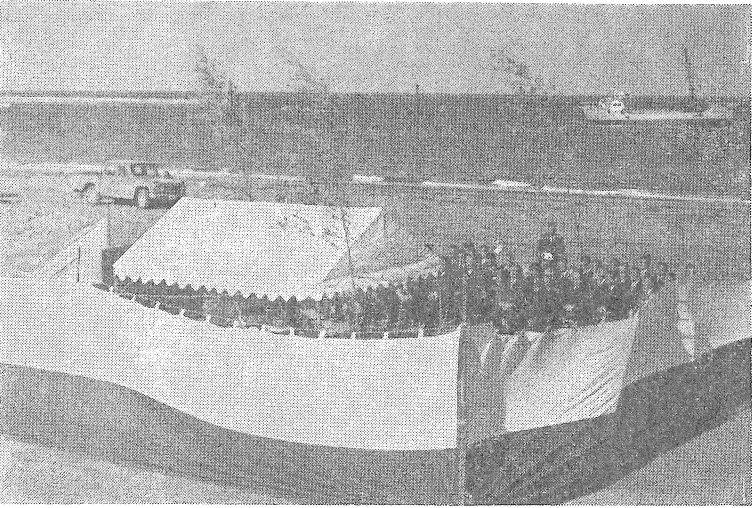
一、南予開発の拠点としてまた本町に真に期待する経済効果を上げるには、現在可能と考えられる約百五十万坪におよぶ臨海工業の開

開発 起工式盛大に終わる

しばらく大陸からの季節風でぐずついていた天候もこの日は快晴に引き続き、この日ばかりは臨海工業の起工式を祝うかのごとく絶好の天候となりました。



(写真) 起工式は黒田沖埋立地と長浜中学校体育館で行なわれ、県知事はじめ地元選出の衆参議員も出席、盛大に行なわれました。写真左は早期完工を祈つてクワ入れをする西田町長。



"公害なき繁栄"

意見を尊重

— 第2回町政連絡会ひらく —

記念式典に先立ち、午前九時半から工事現場の黒田地先海岸で町理事者、町議会、開発公社および工事担当の東洋建設株式会社社長はじめ関係職員参集のもとに地鎮祭の神事がおこされ、この日ばかりは臨海工業の起工式を祝うかのごとく絶好の天候となりました。

続いて十時半式場には久松愛媛県知事をはじめ、高橋、毛利、増原の地元選出衆参両院議員、県議会議長(代理)、白石県連会長、昭電社長、四国電力社長など政財界の要人を筆頭に、近隣市町村の長および議員、商工会長などの主幹を招き、また町内からは各種関係公職者、漁業協同組合をはじめ各産業団体、区長など約五百人余の出席を得、期待と喜びにあふれた式典が行なわれました。

式典は本事業にもっとも重要な関係を持つ漁業権問題で、漁業協同組合代表者の音頭による万才三唱によって幕を閉じ、乾杯祝宴で散会となりました。

その間県知事はじめ主賓の喜びと激励に満ちた祝辞

は第二回目の町政連絡会を開きました。会には町内の

ことなく日本一のモデル工場地帯になることを願う「その意欲を披瀝した。いよいよ私たちの目の前に新生の土地が生まれ出でる日が近づいたのだ」との意気込みで、この長は式辞の中で、「この長は清い海、清い空を汚す」

各種団体の役員約二百人が出席(案内状差出人は七百八人)今回は、おもに「町民の声を町政に」という目的で、みなさんからの意見や要望を伺いました。

その内容は次のとおりです。(スペースの都合で全部を掲載できません。そこでとくに多かった工場誘致の問題についてだけ掲載します。その中でよくご承知ください。)

◇公害のない町発展に、さらに努力されたい。(今坊・矢間善男)

◇全力をあげて取り組む。昭電誘致にともなう公害は、ぜったいにならないと確信しているので協力願いたい。(同)

◇町発展のためには、少々の公害が出てもしつかりな公害が出てはならぬ。(柴・渡辺 数正)

◇経済発展優先ではなく、あくまでも住民生活が優先という考えで進めたい。(同)

◇工場ができ、ウニやワカメ、ヒジキなどが取れるとなると、商店で売られるマズイものしか食べられないのが残念だ。(今坊・久保岩子)

◇海藻類は食べられなくなると、魚貝類が食べられなくなるとはならないと確信しています。また、もし毒物などが発見されたら、ただちに工場の操業を停止することになっています。

◇将来、工場が拡張された場合でも公害が出ないよう、特にみかんにたいしては、も万全の策を確立されたい。(出海・石山豊)

◇万全をつくし、心配のないようにしたい。

◇企業の誘致と並行して農業の振興策を確立されたらいい。(同)

◇工場ができれば中長労働力を含めて約五百人の地元従業員を優先採用して

局からお願ひ

年賀状は22日までに

日本全国なら元旦に配達いたします。

20日は年賀状デー

ご家族そろって年賀状を書きましょう。

必ず郵便番号を

機械にかかけますので正しくお書き下さい。その代り都道府県名は省略できます。そして、あなたの番号もお忘れなく。

ボーナスはひとまづ郵便貯金へ

ボーナスを「ドカーン」とふやすなら半年複利の定期貯金が一番。

保険料は前納払いが一番おトク

一年分前納で一カ月分がタダ。半年分なら半月分がタダになります。

(伊予長浜郵便局)
郵便番号七九九一三四
(出海郵便局)
郵便番号七九九一三五